

中井町不妊に悩む方への特定治療支援事業のお知らせ

中井町では、特定不妊治療を終了した人を対象に、不妊治療のうち医療保険が適用されない高額な医療費がかかる体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）について、神奈川県の実施する助成事業（神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業）に上乘せする形で、その治療にかかる費用の一部を助成する事業を実施しています。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、治療の延期を余儀なくされているご夫婦につきましては、以下のとおり時限的に年齢等の要件を緩和します。

なお、この取り扱いの対象は、令和2年4月1日以降に治療が終了したもので、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに申請されるものに限ります。

○新型コロナウイルス感染拡大に伴う緩和要件等

（1）年齢要件

【従来】

妻の年齢が43歳以上で開始した治療は助成の対象外です。

↓

【時限的取扱】

妻の年齢が、令和2年3月31日時点は42歳で、治療開始日の年齢が43歳の治療は、助成の対象となります。

（2）助成回数

【従来】

- 初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が39歳以下の方は通算6回まで助成を受けられます。
- 初めて助成を受ける治療開始日の妻の年齢が40歳以上42歳以下の方は通算3回まで助成を受けられます。

↓

【時限的取扱】

- 妻の年齢が令和2年3月31日時点は39歳で、治療開始日の年齢が40歳の方は、通算6回まで助成を受けられます。
- 妻の年齢が令和2年3月31日時点は42歳で、治療開始日の年齢が43歳の方は、通算3回まで助成を受けられます。

（3）所得要件

【従来】

前年（1～5月に申請する場合は前々年）の所得の合計額が、ご夫婦合算で730万円以上の方は、助成の対象になりません。

↓

【時限的取扱】

- 夫と妻の前年の所得合計額が730万円以上であるが、新型コロナウイルスの影響により所得が急変し、本年の所得が730万円未満となる見込みの場合は、助成を受けられます。この要件に該当する場合、神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書に添えた所得急変確認書類（※）の写しをご提出ください。
- 新型コロナウイルスの感染防止のために治療を延期し、申請が6月以降となった場合に、夫婦の前年所得合計額が730万円以上であるが、夫婦の前々年の所得合計額が730万円未満である場合は、助成を受けられます。

※所得急変確認書類の例

…神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書に添えたものの写し

- ・会社作成の給与見込、計算の対象月の給与明細、賞与等の明細
- ・離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出
- ・新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった方等を支援対象として、国及び県等が実施する公的支援の受給証明書

○助成の対象となる方

- (1) 夫及び妻が、特定不妊治療の終了した日及び助成申請日において中井町に住民登録をしていること。
※ 助成を受けようとする特定不妊治療において、他の市町村で同内容の助成を受けた方は除きます。
- (2) 神奈川県の実綱で指定する医療機関において、特定不妊治療を終了した（医師の判断に基づき中断した場合を含む）方。
- (3) 助成を受けようとする特定不妊治療において、神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成決定を受けた方。

○助成の内容

助成額は、特定不妊治療に要した費用（保険外診療）から、神奈川県による助成費を控除した額とし、夫婦一組につき1回の治療につき15万円を限度とします。

○申請の方法

神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成決定を受けた日から1年以内に、中井町不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書に次の書類を添えて申請してください。

- (1) 神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業における承認決定通知書の写し
- (2) 神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書の写し
※コピーをとりますので原本をお持ちください
- (3) 特定不妊治療に要した治療費の領収書（保険外診療等の明細のわかるもの）の写し
※上記（2）受診等証明書における治療期間及び領収金額に対応する領収書の原本をご提示ください
- (4) 町民であること及び所得が確認できる書類（これらの確認のために必要な書類を職員が閲覧することについて申請者が承諾した場合は不要です。）
※令和2年度に新型コロナウイルスの影響で所得が急変した方については、神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書に添えた所得急変確認書類の写しを併せてご提出ください。
- (5) 助成金の振込先の口座番号などが分かるもの
- (6) 印鑑

○助成金の支払い

申請書類により助成の適否について決定し、交付（不交付）決定通知書を送付します。

○問い合わせ

中井町健康課 健康づくり班 電話 81-5546